



## 県立広島病院 地域医療支援センター

### (兼) 総合診療科 部長 岡本和子医師からの便り

#### - 育児短時間勤務について -

##### 私の育児短時間勤務の詳細

私は2009年に生まれた第3子の育児休業後、2010年6月1日より育児短時間勤務制度を利用し職場復帰しています。

勤務の日および時間帯は、平日(月～金) 9:00～13:55、週24時間35分勤務です。

第1子は小学校、第2子は幼稚園、第3子は保育園に通っています。始業時間を30分間遅くすることで子供たちを幼稚園・保育園へ送り、また、終業後には保育園・幼稚園に迎えに行き、小学校からの帰宅を自宅で迎えることができるため、育児と仕事を両立する上で大変ありがたく、今では勤務するには不可欠な制度と感じています。



県立広島病院 地域医療支援センター  
(兼) 総合診療科 部長 岡本和子医師

##### 現在の仕事内容

- 週2日の総合診療科外来、
- 週2日の総合診療科 救急車受診患者の診療、
- 県病院の産業医  
(健康診断結果判定、職場巡視、長時間労働者への面接など)
- 総合診療科の書類仕事・雑務
- 地域医療支援センター(へき地医療支援機構)の事務など



##### 医師が短時間勤務を行う課題

- 主治医として24時間責任を持って入院患者診療を行うことが困難である。
- 他の医師が主治医をしている入院患者の診療について、あらかじめ個別に主治医から依頼され患者・家族も了承している処置には対応可能であるが、現状では入院患者の急な対応は難しい。

- 会議などが夕方以降に行われているため、委員会を担当することが難しい。
- 夕方以降に行われている医局会・勉強会などに参加できないため、他の医師とあまり交流できず、院内の他の医師の顔と名前、専門領域を把握することも難しい。

### 今後も短時間勤務を行う上での提案、それに対する課題。

- 短時間勤務医は外来診療を中心に行うことで、他の勤務医が入院患者診療に時間をかけられるようになると考えられます。
- 入院患者の「医師の資格を持つものがすべきであるが、危険が少なく主治医でなくても良いと考えられる処置」を患者の了承を得た上で短時間勤務医が行えばよいと考えます。（経鼻胃管挿入、尿道バルーンチューブ留置など、IVHセット交換など）
- 院内で医師の資格を持つものがしなければならないが、急を要さない仕事は短時間勤務者が担当したらよいと考えます。（職員の各種予防接種前の診察・健診など）

課題：育児短時間勤務者が継続的に存在していないと、その仕事の管理、割り当てをするシステム作りに手間がかかってしまう。また、短時間勤務者の勤務時間（例えば9時～14時）はどの部署も忙しい時間帯なのでかえって全体の仕事の流れを妨げてしまう可能性があります。

### 今後、育児短時間勤務を取得する他医へのアドバイス

実際に育児短時間勤務をして半年弱ですが、医療訴訟が多い医療現場で責任を持って入院患者診療を行うことは困難に感じ、他の医師に対する遠慮も感じています。

しかし、数十年あると考えられる医師生活の中で育児と仕事の両立に悩む時期は1人の子に対し数年間であり、この数年のために医師であることを辞めてしまってもったいないと感じます。また、育児を経験することで患者・患者の家族の立場になることも多く、患者の生活背景、家族の気持ちがより理解できる医師になれると前向きに考え、短時間勤務させていただいています。

社会問題として医師不足が取りあげられ、長期的な医師数の確保のため医師にも短時間正規勤務制度が認められつつあります。

医師不足の中でも特に、勤務医不足が問題となっています。

疲弊して辞めていく勤務医を減らすため、「短時間勤務医がいるために更に負担が増した」と言われないよう、仕事内容は問わず「短時間勤務医のおかげで楽になった」と言われるような存在になれたらと思います。

